# 多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

#### 1. 取組の推進に関する基本的考え方

鳥取県では、過疎化・高齢化・混住化等に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水等の保全管理が困難となっている状況や農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能への県民の要請を踏まえ、農業生産の基盤となる農地、農業用水等の資源の保全活動の推進、地域住民の共同による集落機能の維持、農村環境の向上に向けた取組みを推進することとしている。

このような中、平成 26 年度から地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全のための活動に対し支援を行い、農地周りの農業用用排水路等の老朽化への対応や集落機能の維持向上による多面的機能の維持・発揮の観点から、地域主体の保全管理の取組の強化が重要となっている。

このため、地域共同による農地・農業用水等の資源や農村環境の保全活動に加え、農地周りの農業用用排水路等の施設の長寿命化や水質・土壌等の高度な保全のための取組に対し多面的機能支払により支援する。

#### 2. 農地維持支払交付金に関する事項

- (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定
  - ① 地域活動指針策定における基本的考え方 多面的機能支払交付金実施要領別記1-2国が定める活動指針及び活動要件を基礎とする。
  - ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方
    - ア. 地域資源の基礎的保全活動

地域活動指針の基礎活動の全ての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域活動指針の地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、取り組むテーマを1以上定め毎年実施し、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的保全活動

区	分	
構成	項目	実践活動
対象抗	施設等	農用地
活動	項目	施設の適正管理
取	組	鳥獣害防護柵の適正管理
取組	l内容	鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈り、簡易補修 <u>、害虫駆除</u> 等によ
		る適正な管理を行うこと。
活動	要件	
区	分	
構成	項目	実践活動
対象抗	施設等	農用地
活動項目 施設の適正管理		
取	組	農用地進入路の適正管理
取組	l内容	農道と農地を継ぐ進入路の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を

	行うこと。			
活動要件	_			
区分				
構成項目	実践活動			
対象施設等	農用地			
活動項目	施設の適正管理			
取組	牧柵等の適正管理			
取組内容	牧柵等の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。			
活動要件				
区分				
構成項目	実践活動			
対象施設等	水路(開水路・パイプライン)			
活動項目	施設の適正管理			
取 組	安全施設の適正管理			
取組内容	転落事故等を防止するために設置している安全施設の簡易補修等の対			
	策を行う等適正な管理を行うこと。			
活動要件	_			
区分				
構成項目	実践活動			
対象施設等	農道			
活動項目	施設の適正管理			
取組	安全施設の適正管理			
取組内容	農業用施設周りの転落防止柵等、安全施設の簡易補修等の対策を行う			
	等適正な管理を行うこと。			
活動要件	_			
区分				
構成項目	実践活動			
対象施設等	ため池			
活動項目	施設の適正管理			
取組	安全施設の適正管理			
取組内容	農業用施設周りの転落防止柵等、安全施設の簡易補修等の対策を行う			
	等適正な管理を行うこと。			
活動要件	_			

- イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 特になし。
- ④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件(別紙1) 鳥取県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙 1のとおりとする。

## (2) 交付単価

#### ① 基本的考え方

鳥取県の農地維持支払交付金については、農業者等による組織が取り組む水路や農道等の地域資源の基礎的保全活動や適切な保全管理のための推進活動等を支援するものとし、下表のとおりとする。

#### ② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	国の農地維持支払 交付金の10アール 当たりの交付単価	国の農地維持支払交付金と一体 的に地方公共団体が交付する交 付金を加えた交付金の 10 アール 当たりの交付単価
	田	1,500円	3,000円
基本単価	畑	1,000円	2,000円
	草地	125円	2 5 0 円

#### (3) 交付金の算定の対象とする農用地

農振農用地区域内の農用地、及び多面的機能の発揮の観点から農振農用地区域内の農用地と 一体的な維持が必要なその他の農用地。

# (4) その他必要な事項

特なし。

#### 3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項

- (1) 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定、交付単価等
  - ① 地域活動指針策定における基本的考え方 多面的機能支払交付金実施要領別記1-2国が定める活動指針及び活動要件を基礎とする。
  - ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

#### ア. 施設の軽微な補修

地域活動指針の基礎活動のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。

#### イ. 農村環境保全活動

地域活動指針の農村環境保全活動について、取り組むテーマを1以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取組を1以上実施する。

#### ウ. 多面的機能の増進を図る活動

任意の取り組みとし、地域活動指針の多面的機能の増進を図る活動について、取り組む テーマを1以上定めた上で、毎年度実施する。

#### ③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

#### ア. 施設の軽微な補修

区分					
構成項目機能診断・計画策定					
対象施設等 農用地					
活動項目	機能診断				
取組施設の機能診断					
取組内容	活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、				
	「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦				
	畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット <u>、農用地進入路</u> 等の状況				
	確認を行うこと。				
活動要件					
区 分					
構成項目	実践活動				

対象施設等	農用地
活動項目	施設
取組	鳥獣害防護柵の補修・設置
取組内容	遊休農地再発防止を目的とした、鳥獣被害防止のための防護柵の補修
	や設置等を行うこと。
活動要件	_
区分	
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	施設
取組	防風ネットの補修・設置
取組内容	防風ネットの補修を行うこと。又は新たに防風ネットを設置すること。
活動要件	_
区分	
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	施設
取組	農用地進入路の補修・再構築
取組内容	農道と農地を継ぐ進入路の補修・修繕を行うこと。また、使用する農
	業用機械等に応じて農用地進入路を再構築すること。
活動要件	_
区分	
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	施設
取組	牧柵等の補修・設置
取組内容	牧柵等の補修を行うこと。又は新たに牧柵等を設置すること。
活動要件	_
区分	
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
取組	パイプラインの破損施設の補修
□ □ 取組内容	パイプラインの破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこ
2001	<u>Ł.</u>
活動要件	_
区分	Hanh Vertil
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	付帯施設
取組	安全施設の補修・設置
取組内容	<u>転落事故等を防止するために設置している安全施設の破損・老朽箇所</u>
	の補修を行うこと。また、必要に応じて、蓋・柵・警告板等を設置し
江 新 市 / 中	地域の安全を確保すること。
活動要件	_
区 分 株式頂目	字昨江劃
構成項目	実践活動
対象施設等	農道

	活動項目	付帯施設			
	取組	安全施設の補修・設置			
	取組内容	農業用施設周りの転落防止柵等、安全施設について劣化等による障害			
		が発生している場合、補修・補強等の対策を行うこと。また、必要に			
		応じて、安全施設を設置し地域の安全を確保すること。なお、ガード			
		レールの新設は対象外とする。			
	活動要件	_			
⊵	区 分				
	構成項目 実践活動				
	対象施設等	ため池			
	活動項目	付帯施設			
	取組	安全施設の補修・設置			
	取組内容	農業用施設周りの転落防止柵等、安全施設について劣化等による障害			
	が発生している場合、補修・補強等の対策を行うこと。また、必				
		応じて、安全施設を設置し地域の安全を確保すること。なお、ガー			
		レールの新設は対象外とする。			
	活動要件	_			

# イ. 農村環境保全活動

区 分					
活動指針の構成	実践活動				
テーマ	景観形成・生活環境保全				
取組	景観形成のための施設への植栽等				
取組内容	農用地(畦畔、防風林含む)、水路、ため池、農道(路肩含む)、				
	農村公園、親水広場、伝統的農業施設、農産物加工施設等を活用				
	して <u>農村</u> 景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観				
	植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理				
	を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の				
	指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。				
活動要件					

# ウ. 多面的機能の増進を図る活動

区分		
活動項	目	多面的機能の増進を図る活動
取 組	•	防災・減災力の強化
取組内	容	水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・
		強化等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行う
		こと。なお、危険ため池を共同活動の対象施設に位置付けている場合
		は、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を積極的に
		<u>行うこと。</u>
活動要	件	
区分		
活動項	目	多面的機能の増進を図る活動
取 組	_	農村環境保全活動の幅広い展開
		高度な保全活動
		農地の保全
取組内	容	ため池利用による洪水調整

	下流域の農用地等の洪水被害や土砂流出被害の軽減を図るために、
	ため池又は沈砂池において浚渫すべき土砂量を事前に把握し、堤体等
	の安定性が損なわれないよう浚渫を行うこと。
活動要件	_

#### ④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件(別紙2)

鳥取県の資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する地域活動 指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

#### (2) 交付単価

#### ① 基本的考え方

鳥取県の資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の交付単価については、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動が定着してきたことを踏まえ、継続地区(農地・水・環境保全向上対策及び農地・水保全管理支払交付金により共同活動を5年間以上実施した地域)又は実施期間が5年未満であっても、資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に取り組む地域については、基本単価の7.5割とする。

なお、地域活動のうちウの多面的機能の増進を図る活動を取り組まない地域においては、 さらに5/6の単価とする。

#### ②資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の交付単価

適用	地目	国の資源向上支払 交付金(地域資源 の質的向上を図る 共同活動)の10ア ール当たりの交付 単価	国の資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)と 一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10ア
基本単価(共同活動を実施して5ヵ年経	田	1,200円	2, 400円
	畑	720円	1,440円
過していない対象農用地)	草地	120円	2 4 0 円
継続地区の交付単価(共同活動を5年	田	900円	1,800円
間以上実施した農用地及び向上活動支援	畑	5 4 0 円	1,080円
交付金の対象農用地	草地	90円	180円

# (3) その他必要な事項特になし

#### 4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等

#### ① 基本的考え方

集落が管理する農地周りの水路、農道、ため池を対象とし、これらの施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

また、鳥取県では、農地に係る施設として給排水施設等についても、地域の合意の下に対象施設とし、給水(取水)、排水、暗渠排水等の補修、更新等を対象活動とする。なお、農地に係る施設・活動については、対象活動(集落)が管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、交付金の範囲の中で対象活動とすることができるものとする。

#### ② 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区分	対象施設	対象活動
込ガ	对象施設	凡 然 白 野

		分類	項目	取組内容
集落が管理	水路	更新等	水路の更新(パイ	老朽化や不同沈下等により通水機能に支障が生じて
する施設	(開水路)		プライン化)	いる場合、支障が生じている水路をパイプラインに
	(パイプライン)			更新する。
			水路の更新(コル	老朽化や不同沈下等により通水機能に支障が生じて
			ゲート水路等の	いる場合、支障が生じている水路をコルゲート等の
			<u>布設)</u>	布設により更新する。
		補修	集水枡、分水枡の	集水枡、分水枡、水路に付帯する水田への取水施設
			補修	の破損箇所や老朽化した箇所の補修 <u>や部分的更新</u> 等
				の対策を行うこと。
			ゲート、ポンプ <u>、</u>	ゲート、ポンプ、樋門等の取水施設の破損や老朽化
			<u>樋門</u> の補修	した箇所の補修等の対策を行うこと。
			空気弁・制水弁の	パイプラインにおける老朽化した空気弁や制水弁の
			補修	機能回復のための補修等の対策を行うこと。
			 水路蓋の補修	調製・コンクリート製の水路蓋が老朽化することで
				通水機能や、維持管理に支障が生じている場合、適
				切な補修工法による補修対策を行うこと。
		更新等	ゲート、ポンプ、	老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポ
		2/1/1/1	樋門の更新	ンプ、樋門等の取水施設の更新等の対策を行うこと。
			空気弁・制水弁の	パイプラインにおける老朽化した空気弁や制水弁の
			更新	更新を行うこと。
			水路蓋の更新	水路の通水機能や、維持管理に支障が生じている場
			小昭益の支利	
		<b>法</b> 俊	農道路肩・農道法	適切な工法による対策を行うこと。
	辰坦	補修		路面の凹凸、轍、ひび割れや部分的な欠損、ブロッ
			面の補修	ク積み、石積み等の通行機能を確保するための擁壁 の場度等 典学が場合している場合 米数等での場
				の損傷等、農道が損傷している場合、当該箇所の状
		and the following	4.	況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
		更新等	未舗装道路を舗	未舗装農道において、路面の窪み、水たまり、ぬか
			装(砂利、コンク	<u>るみ等により</u> 農道の維持管理等に支障が生じている
			リート、アスファ	場合、新たに路面を舗装することによる対策を行う
			ルト)	こと。
		補修	農道側溝の補修	ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損
				や目地の劣化、コンクリート表面の摩耗、ひび割れ、
				はく離等といった老朽化 <u>により通水機能の低下</u> が生 
				じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による
				補修等の対策を行うこと。
		更新等	側溝蓋の設置	農道において、側溝に蓋がないために車両通行時に
				脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝
				を傷付ける恐れがある場合、当該箇所に新たな鋼
				製・コンクリート製の蓋を設置することにより対策
				を行うこと。
	ため池	補修	洗掘箇所の補修	ため池において、堤体が洗掘されている場合、土の
				うを積んで補修する等の対策を行うこと。 <u>また、洗</u>
				掘防止のためのブロック、シート等についても、機
				能保全のための補修を行うこと。
				張ブロック、護岸ブロック、シート等によるため池

				補修を行うこと。
農用地に係	排水施設	補修	暗渠排水施設の	排水機能が低下している暗渠排水施設の機能回復の
る施設			<u>補修</u>	ための補修を行うこと。
	給水施設		給水施設の補修	給水機能が低下している給水施設及び取水口等の機
				能回復のための補修を行うこと。
	進入路施設		進入施設の補修	進入機能が低下している進入路等の機能回復のため
				の補修を行うこと。_
	鳥獣害対策施設		鳥獣害対策施設	カラス、イノシシ、サル、シカ、タヌキ等によって
			の補修	発生する農作物被害の未然防止のための鳥獣害対策
				施設の機能低下を改善するため補修を行うこと。
	排水施設	更新等	暗渠排水施設の	排水機能が低下している暗渠排水施設の更新を行う
			更新等	<u> </u>
	給水施設_		給水施設の更新	給水機能が低下している給水施設及び取水口等の更
			等	新を行うこと。
	進入路施設		進入施設の更新	進入機能が低下している進入路等の更新を行うこ
			<u>等</u>	<u>ی</u>
	<u>客土</u>		客土等	作土不足等による遊休農地化を未然に防止するため
				の客土等を行うこと。

<sup>(</sup>注)区分には、「項目の追加」又は「取組内容の追加」のうち該当するものを記載すること。 なお、「取組内容の追加」については、追加箇所に下線を記載する。

#### ③ 対象施設・対象活動に関する指針(別紙3)

鳥取県の資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙3のとおりとする。

# (2) その他必要な事項 特になし。

#### 5. 広域協定の規模

鳥取県内においては、農業生産の条件不利地域の要件を満たす場合、広域協定の対象とする区域が100ha以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

#### 6. 地域の推進体制

#### (1) 基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、鳥取県、市町村、農業者団体、集落等の緊密な連携により、実施することが必要であることから、本県では、鳥取県、市町村、農業者団体等から構成する鳥取県農地・水・環境保全協議会を地域の推進体制に位置付けることとする。

#### (2) 関係団体の役割分担

#### ①鳥取県

- ・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(以下、「法」という。)に基づく基本方針を策定する。
- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。
- ・鳥取県の多面的機能支払の実施に関する基本方針を策定する。
- ・毎年度、活動組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。

#### ②市町村(別添:市町村一覧表参照)

- ・法に基づく促進計画を策定する。
- ・管内の活動組織の事業計画又は広域協定を認定する。
- ・原則として毎年度、活動組織を対象とした説明会を開催し、活動実施に必要な事項を周知する。
- ・活動組織に対して、事業計画又は広域協定に位置づけられた活動等に関する指導・助言を適宜行い、事業計画又は広域協定に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・毎年度、活動組織の農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の実施を確認する。

#### ③鳥取県農地·水·環境保全協議会

- ・事業計画又は広域協定の策定時において、活動組織に対して、適宜、指導・審査を行い、 事業計画又は広域協定に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・活動組織の事務手続きの支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して、支援を行う。
- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金について、活動組織が市町村に提出した申請 書等の審査を行う。
- ・県及び市町村の事務支援等を行う。
- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。

#### (3) 市町村等への推進交付金の交付の方法

市町村への推進交付金については、国から鳥取県に交付を受けた額のうち、市町村推進事業の実施に必要な経費を鳥取県交付要綱に従い、鳥取県から管内市町村に交付するものとする。 また、地域協議会への推進交付金については、国から鳥取県に交付を受けた額のうち、地域協議会推進事業の実施に必要な経費を鳥取県交付要綱に従い、鳥取県から地域協議会に交付するものとする。

(4) その他必要な事項特になし。

#### 7. その他

(1) 多面的機能支払交付金に係る役割分担

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。)に基づき平成26年度に交付された交付金の実績確認等については、多面的機能支払の実施に関する基本方針(平成26年6月4日付け中国四国農政局長同意。)に基づき実施する。

(2) 向上活動支援交付金(高度な農地・水の保全管理活動) について

農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成24年4月6日23農振第2342号農林水産事務次官依命通知。)に基づき採択された向上活動支援交付金のうち高度な農地・水の保全活動については、各対象組織の活動計画書に定めた活動期間に限り、鳥取県農地・水保全管理支払の実施に関する基本方針(平成25年7月29日付け中国四国農政局長同意。)に基づき実施することができる。

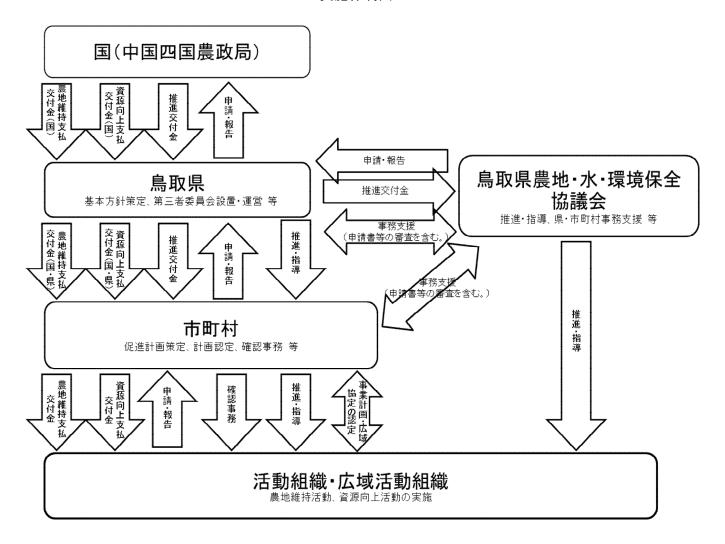
#### 【参考添付資料】

- (参考1) 関係団体の役割分担表
- (参考2) 実施体制図
- (参考3) 多面的機能支払の実施に関する基本方針(平成26年6月4日付け中国四国農政局長 同意。)
- (参考4)農地・水保全管理支払の実施に関する基本方針(平成25年7月29日付け中国四国農 政局長同意。)

# 関係団体の役割分担表

		/#: +v.			
事 業 内 容	鳥取県	関係市町村	推進組織	備考	
多面的機能支払交付金	0	0			
多面的機能支払推進交付金					
1. 法基本方針の策定	0				
2. 促進計画の策定		0			
3. 第三者機関の設置、運営	0				
4. 要綱基本方針の策定	0				
5. (1) 事業計画の指導、審査			0		
(2) 事業計画の認定		0			
6. (1) 広域協定の指導、審査			0		
(2) 広域協定の認定		0			
7. (1) 実施状況確認		0			
(2) 実施状況報告		0			
8. 推進・指導					
(1)活動組織等への説明会	0	0	0		
(2)活動に関する指導、助言	0	0	0		
(3) 推進に関する手引きの作成			0		
(4)活動組織を支援する組織への支援			0		
9. (1) 交付申請書等の審査			0		
(2) 通知・交付	0	0			
10. その他推進事業の実施に必要な事項	0	0	0		

## 実施体制図



# <別 紙> 市町村一覧

県管内	市町村名			
東部農林事務所	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町			
中部総合事務所	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町			
西部総合事務所	米子市、日吉津村、伯耆町、南部町、大山町、日南町、日野町、江府町			